

浪江町のみなさんへ

人・農地プラン(地域計画※)のご紹介

※令和5年度から『地域計画』という名前に変わります

将来の人と農地について 話し合いませんか？



- ◆ 自分は、あと何年農業を続けていけるかな
- ◆ この先、耕作をやめてしまう仲間が増えていきそうだな
- ◆ いざという時、だれか農地を引き受けてくれる人はいるのかな
- ◆ 全国的な課題で、浪江町でも例外ではありません

だから今



5年先、10年先の地区の農地を
だれが、どうやって守っていくのか、
話し合っていきましょう。



浪江町、浪江町農業委員会、JA福島さくら、双葉農業普及所、官民合同チーム、福島県農業振興公社

＊地区の話合いを活性化するため「浪江町、浪江町農業委員会、J A 福島さくら、双葉農業普及所、官民合同チーム、福島県農業振興公社」などが一体となって、今後の担い手等の課題解決に向け「**人・農地プラン(地域計画)**」を推進しています。

【人・農地プラン(地域計画)とは？】

- ＊農業者の**年齢**と**後継者の有無**等を**アンケート**で確認。
(対象地区内の耕地面積の少なくとも過半をカバー)
- ＊これを**地図化**し、5～10年後に**後継者がいない農地の面積**を「見える化」。
- ＊これを基に、**農業者**、市町村、J A、農業委員会、普及所等の関係者が**徹底した話合い**を行い、**5～10年後の農地利用を担う経営体の在り方**を決めていく。



地図を見ながら話し合うと、盛り上がるよ

＊農業者の皆さんの話合いが盛り上がるように「浪江町・農業委員会・J A・双葉農業普及所・官民合同チーム・福島県農業振興公社」も参加・協力しながら、地図やデータの提供、アドバイスや各種補助事業の説明を行うなど、連携してサポートします。

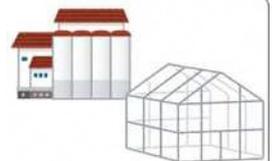
➡ ＊みなさんの地区でも、話合いを行いたいとお考えの際には、浪江町役場 農林水産課農政係にお尋ねください(0240-34-0245)。また、お近くの農業委員さん、農地利用最適化推進委員さんにもご相談ください＊

＊「**人・農地プラン(地域計画)**」を策定した地区やその地区で将来の農地利用を担う経営体の方には、いろいろな支援があります。

- ①人・農地プランで活発に取り組んでいる**地区への支援**
- ②人・農地プランで**将来の農地利用を担う経営体への支援**

①地区を対象とする支援

- ・強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ
- ・機構集積協力金のうち地域集積協力金
- ・機構集積協力金のうち農地整備・集約協力金（農地耕作条件改善事業の実施地区）



②地区の将来の農地利用を担う経営体を対象とする支援

- ・強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち先進的農業経営確立支援タイプ及び地域担い手育成支援タイプ
- ・農業次世代人材投資事業（経営開始型）
- ・農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業、担い手経営発展支援金融対策事業（スーパーL資金金利負担軽減措置）



策定に向け取り組んでいる地区

《 凡 例 》

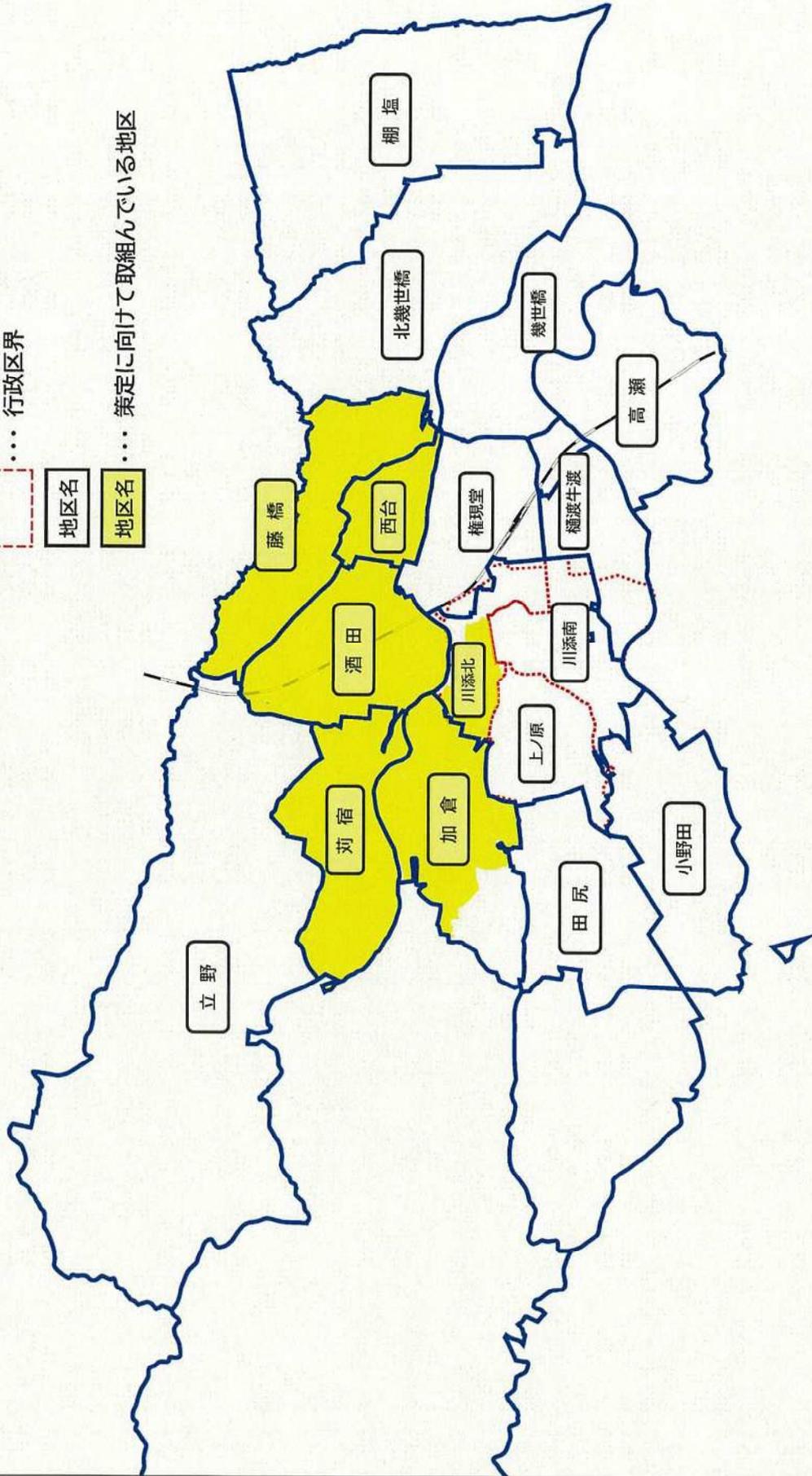
□ …… 大字界

□ …… 行政区界

地区名

地区名

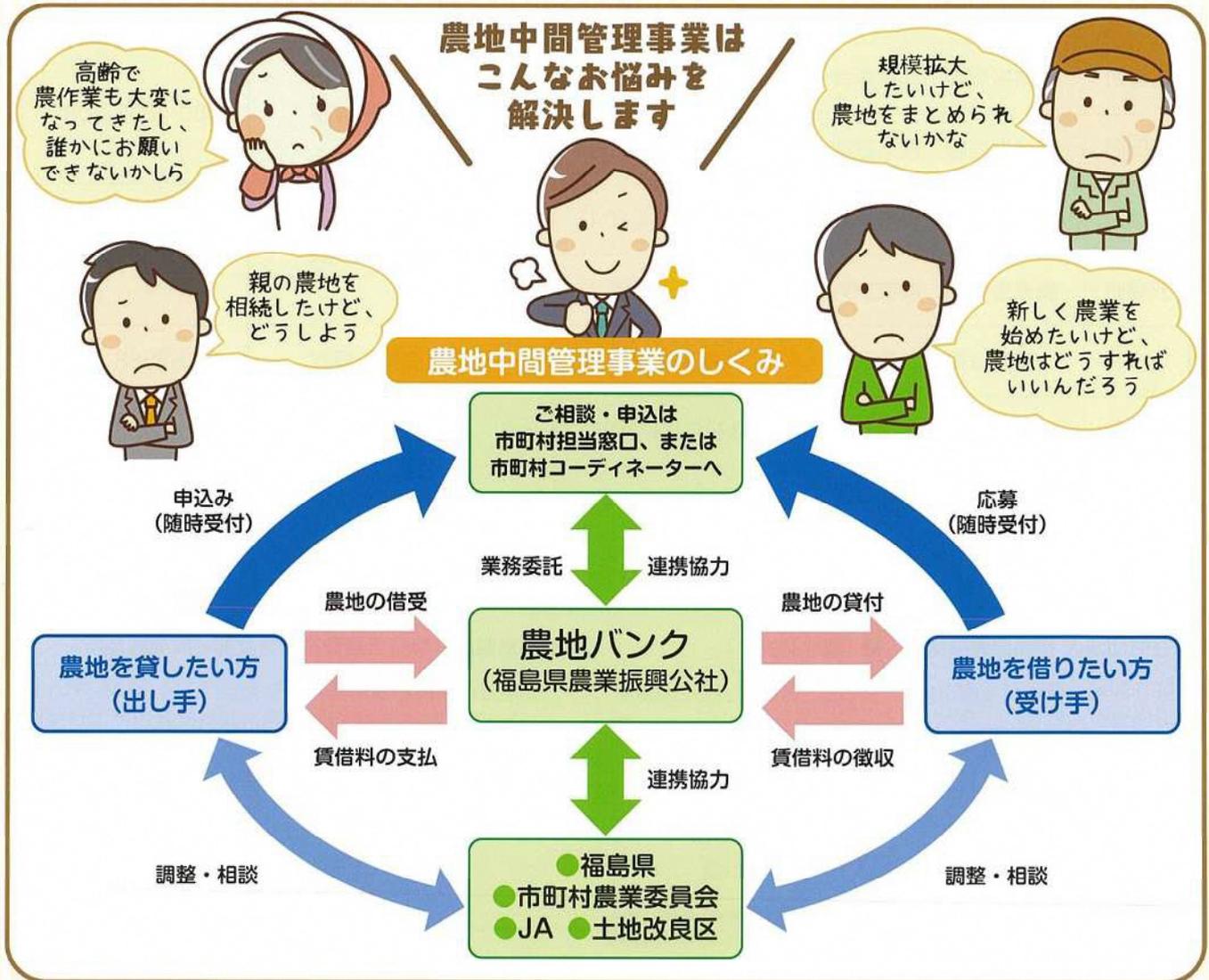
…… 策定に向け取り組んでいる地区



農地でお困りの皆さん 農地中間管理事業をご存じですか？

農地中間管理事業とは

農地中間管理機構（愛称：農地バンク）が農地を借り受け、まとまりのある形で担い手農家に長期間貸し付ける事業です。福島県では「福島県農業振興公社」が農地バンクの役割を担っています。



地域のメリット

- ◆将来に向けて、地域の農地を守ることができます。
- ◆地域で集積に取り組んだ場合、「地域集積協力金」が交付されます。

出し手のメリット

- ◆安心して農地を貸出せます。
- ◆「経営転換協力金」が交付されます。
- ◆農業者年金の加算付年金を受給できます。
- ◆贈与税・相続税・不動産取得税の納税猶予が継続できます。
- ◆固定資産税の軽減措置が受けられます。

受け手のメリット

- ◆長期の安定した借入が可能になります。
- ◆農地の集約化により経営が効率化します。
- ◆多くの出し手との契約でも、賃借料の精算は農地バンクが行うので事務が軽減されます。

●お問い合わせ先

〈受付時間／平日8：30～17：15〉

市町村・担当部署		電話番号	農地バンク市町村コーディネーター 駐在場所	電話番号
川俣町	農林振興課 農業振興係	024-566-2111 (代表)	田村市都路行政局 産業建設係	070-8688-9532
田村市	産業部 農林課	0247-81-2511		
南相馬市	経済部 農政課	0244-24-5261	南相馬市農政課 (市役所北庁舎(原町))	070-8688-9522 070-8688-9523
飯舘村	産業振興課 農政第一係	0244-42-1621	飯舘村産業振興課	070-8688-9524 070-8688-9525
広野町	産業振興課 農林振興係	0240-27-4163	広野町産業振興課	080-4356-8087
富岡町	産業振興課 農業振興係	0240-22-9009		
檜葉町	産業振興課 農業振興係	0240-23-6104	檜葉町産業振興課	070-8688-9526
双葉町	農業振興課 農業振興係	0246-84-5214		
川内村	産業振興課 農政係	0240-38-2112	川内村産業振興課	070-8688-9527
大熊町	産業課 農政係	0240-23-7137	大熊町産業課	070-8688-9528
浪江町	農林水産課 農政係	0240-34-0245	浪江町農林水産課	070-8688-9529 070-8688-9530
葛尾村	地域振興課 地域づくり振興係	0240-29-2113	葛尾村地域振興課	070-8688-9531

◆公益財団法人 福島県農業振興公社（農地バンク）

〒960-8681 福島県福島市中町8番2号 福島県自治会館8階
被災地域対策室 TEL：024-503-0421
公益財団法人福島県農業振興公社ホームページ
<https://fnk.or.jp/>

◆福島県農林事務所農業振興普及部・農業普及所

- 相双農林事務所農業振興普及部：TEL0244-26-1146
〒975-0031 福島県南相馬市原町区錦町一丁目30
- 相双農林事務所双葉農業普及所：TEL0240-23-6472
〒979-1111 福島県双葉郡富岡町小浜481

◆福島県農林水産部農業担い手課 TEL：024-521-7381

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16 西庁舎9階

よくいただくご質問

- Q** 手数料はかかりますか？
- A** 契約1件ごとに賃借料の1%相当（下限800円、上限8,000円）がかかります。
- Q** 契約期間は何年ですか？
- A** 契約期間は原則10年以上です。ただし、やむを得ない事情がある場合は5年以上でも可としています。
- Q** 契約期間の途中で解約できますか？
- A** 出し手、機構、受け手の3者で合意ができれば解約が可能です。この場合、解約理由により解約手数料（6,000円）がかかる場合があります。
- Q** 賃借料を物納とする契約は可能ですか？
- A** 物納での契約はできません。ただし、契約後に農産品支払に変更することは可能です。

東日本大震災により
避難されている皆さまへ

農地バンクは皆さまの大切な農地を守るお手伝いをしています。活用を検討される方は、農地のある市町村、または駐在する市町村コーディネーターへお気軽にご相談ください。

